

特殊な構造方法による建築物の構造計算に係る構造計算適合性判定の要否

下記の構造計算適合性判定の要否については、建築物の構造・規模等に関わらずに、建築物に適用する構造計算によって判断する。

また、下記の告示に適用する技術基準解説書や指針において、条文に対する設計方法により、偏心率の計算や保有水平耐力計算等が求められている場合には、その計算を行うことにより下記と同様に扱う。

- 許容応力度等計算（ルート2）、保有水平耐力計算（ルート3）又は限界耐力計算（これらと同等以上に安全性を確かめることができる構造計算を含む。）を行ったもの
- 上記の構造計算又は許容応力度計算（ルート1）で、大臣認定プログラムによるもの

下表に特殊な構造方法による建築物について、告示に規定された構造計算と構造計算適合性判定の要否の関係を示す。

【同等計算関係】

関係告示	対 象	構造計算適合性判定	対象となる構造計算
昭 58 建告 1320 号	プレストレストコンクリート造 第 13・第 17 第 13・第 14・第 15 第 1 号・第 17 第 13・第 14・第 15 第 2 号・第 17 又は 第 13・第 14・第 16・第 17 第 18		令第 81 条第 3 項 令 第 81 条 第 2 項 第 2 号 イ 令第 81 条第 2 項第 1 号イ 令第 81 条第 2 項第 1 号ロ
平 12 建告 2009 号	免震建築物 第 2 第 1 項第 1 号 第 2 第 1 項第 2 号 第 2 第 1 項第 3 号		(戸建免震) 令第 81 条第 2 項第 1 号ロ (大臣認定)
平 13 国交告 1025 号	壁式ラーメン鉄筋コンクリート造		令第 81 条第 2 項第 1 号イ
平 13 国交告 1026 号	壁式鉄筋コンクリート造 第 10		令第 81 条第 2 項第 1 号イ
平 13 国交告 1540 号	枠組壁工法又は木質プレハブ工法 第 9 第 10 第 1 号 第 10 第 2 号		令第 81 条第 2 項第 1 号イ 令第 82 条各号 + 令第 82 条の 6 第 2 号ロ 等 令第 82 条各号 等
平 13 国交告 1641 号	薄板軽量形鋼造 第 12 第 1 号イ 第 12 第 1 号ロ 第 12 第 1 号ハ		令第 81 条第 2 項第 1 号イ 令第 81 条第 2 項第 1 号ロ 令第 81 条第 3 項
平 14 国交告 326 号	デッキプレート版を用いた建築物 第 5		令第 81 条第 2 項第 1 号イ
平 14 国交告 410 号	アルミニウム合金造 第 4 第 1 号 第 5 第 1 項第 1 号、第 10		令第 82 条第 1 号～第 3 号 令第 81 条第 2 項第 1 号イ

平 14 国交告 463 号	屋根版にシステムトラスを用いた建築物 第 1 第 3 項 第 2 第 2 号、第 5		令第 82 条各号 + 令第 82 条の 4 令第 81 条第 2 項第 1 号イ
平 14 国交告 464 号	コンクリート充填鋼管造 第 11		令第 81 条第 2 項第 1 号イ
平 14 国交告 474 号	特定畜舎等建築物		令第 81 条第 3 項
平 14 国交告 666 号	膜構造 第 5 第 1 項各号、第 2 項から第 5 項 まで（第 4 項第 2 号を除く） 第 5 第 1 項各号、第 2 項から第 5 項 まで（第 4 項第 3 号を除く）		令第 81 条第 2 項第 1 号イ 令第 81 条第 2 項第 2 号イ
平 14 国交告 667 号	テント倉庫建築物		令第 81 条第 3 項
平 14 国交告 463 号	鉄筋コンクリート組積造 第 11 第 1 号及び第 4 号 第 11 第 3 号及び第 4 号		令第 81 条第 2 項第 2 号イ 令第 81 条第 2 項第 1 号イ
平 14 国交告 631 号	エネルギーの釣合いに基づく耐震計算等		令第 81 条第 2 項第 1 号ロ
平 19 国交告 599 号	軽量気泡コンクリートパネルを用いた建築物 第 2		令第 82 条第 1 号 ~ 第 3 号

【ただし書の計算等関係】

関係告示	対 象	構造計算適 合性判定	対象となる構造計算
昭 62 建告 1899 号	木造(令第 46 条第 2 項第 1 号八及び第 3 項、 令第 48 条第 1 項第 2 号ただし書)		令第 82 条各号 令第 82 条の 2 (層間変形角) 令第 82 条の 6 第 2 号ロ (偏心率) 令第 82 条の 3 (保有水平耐力計算)
	鉄骨造 (令第 69 条)		令第 82 条各号 令第 82 条の 2 (層間変形角)
平 12 建告 1349 号	木造 (令第 43 条第 1 項ただし書若しくは第 2 項ただし書)		許容応力度計算相当
平 12 建告 1355 号	補強コンクリートブロック造 (令第 62 条の 8 ただし書)		許容応力度計算相当
平 17 国交告 566 号	既存不適格建築物に関する規制の合理化 (構 造耐力規定の合理化) 第 1 第 1 号ロ		令第 81 条各項に規定する構造計算 に該当しないため、構造計算適合性判 定の対象外